

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等
指定管理者募集要項

令和 7 年 9 月

山 口 県

目 次

1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	管理に要する経費等	1
4	指定の期間（予定）	2
5	適正な管理の実施に関する事項	2
6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	3
7	応募者の資格要件	3
8	応募手続	4
9	応募のための提出書類	5
10	応募に関する留意事項	5
11	優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定	6
12	選定のスケジュール（予定）	7
13	協定の締結	7
14	問い合わせ先	7

別紙 応募書類一覧

別記第1号様式 募集説明会参加申込書

第2号様式 質問書

第3号様式 甲種漁港施設の管理に係る事業計画書

第4号様式 収支予算書

第5号様式 利用料金設定表

第6号様式 宣誓書

第7号様式 申立書

第8号様式 辞退届

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等の管理について、利用者サービスの向上及び維持管理業務の合理化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び山口県漁港管理条例（昭和 35 年山口県条例第 47 号）第 15 条の規定に基づき、指定管理者にその管理を行わせることとし、その管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称
徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等
- (2) 所在地
周南市大字大島字下居守
- (3) 施設の概要

施設の名称	数量又は能力	備 考
大型船用浮棧橋	延長120.0m	連絡橋を含む
小型船用及び中型船用浮棧橋（2基）	延長110.0m	連絡橋を含む
	延長 99.0m	連絡橋を含む
駐 車 場	1,470.0m ²	
ト イ レ	32.8m ²	
植 栽	195.68m ²	
管 理 棟	12.17m ²	
照 明	14 基	

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うこととします。業務の詳細は、別に定める「徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等における管理業務の基準」で示します。

- (1) 施設の使用許可等に関すること。
- (2) 施設の運営に関すること。
- (3) 利用料金に関すること。
- (4) 利用者の公募に関すること。
- (5) 維持管理に関すること。

3 管理に要する経費等

- (1) 利用料金制の採用、利用料金の取扱い

ア 本施設は利用料金制を採用しますので、指定管理者は、施設の使用許可を受けた者から徴収する利用料金を収入として収受することになり、別途県から業務に関する委託料の支払は行いません。

施設の管理に要する経費はこの利用料金から充てることになります。

イ 利用料金の額は、山口県漁港管理条例第 18 条第 2 項で定める範囲内で指定管理者が県の承認を受けて設定することになります。

ウ 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があるときは、県と協議の上、利用料金を減免することができます。

エ 指定管理者の経営努力により生じた利益については、当該利益の額が過大である

と認められる場合を除き、原則として指定管理者の利益とします。利用料金の詳細は、別に定める「徳山漁港 プレジャーボート用浮棧橋等における管理業務の基準」で示します。

(2) 管理口座・区分経理

利用料金及び管理に要する経費は、専用の口座で管理してください。また、指定管理者としての管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理は区分して整理してください。

4 指定の期間（予定）

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

5 適正な管理の実施に関する事項

(1) 責任の所在

指定管理者は、本業務の実施主体として、その全てについて責任を負い、適正に業務を実施していただきます。

(2) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部についてあらかじめ県が認めた場合はこの限りではありません。

(3) 他の業務の実施

指定管理者が本業務を実施する場合、本業務以外の業務と本業務とは相互に関係をもたせることなく、区別して実施してください。

(4) 法令等の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合は、それらを遵守してください。

特に、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）、山口県漁港管理条例を遵守するとともに、次の法令等に留意してください。

ア 地方自治法

イ 山口県個人情報情報の保護に関する法律施行条例（平成 4 年山口県条例第 40 号）

ウ 山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号）

エ 山口県行政手続条例（平成 7 年山口県条例第 1 号）

オ 山口県漁港管理条例施行規則（昭和 35 年山口県規則第 71 号の 2）

カ 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則（昭和 48 年山口県規則第 5 号）

キ その他関係法令等

(5) モニタリング

ア 指定管理者が実施するモニタリング

指定管理者は、利用者満足度調査等により利用者のニーズを把握するよう努めるとともに、毎年度、業務の実施状況について自己評価を行うものとします。

イ 県が実施するモニタリング

県は、毎年度、業務の実施状況について、事業報告書等により確認するとともに、実地に調査し、業務の点検・評価を行います。

(6) 事業の評価

指定期間中は、次の資料を提出していただき、それらをもとに県が事業評価を実施します。

ア 四半期業務報告書

四半期毎に、その翌月末までに県に提出していただきます。

イ 書式

「四半期業務報告書」の書式は、別途指定管理者と締結する協定（以下「協定」という。）において定めます。

ウ 評価項目

評価項目は、別途協定において定めます。

エ 業務の基準を満たしていない場合の措置

事業評価の結果、指定管理者の業務が県の定めた業務の基準を満たしていないと判断した場合、県は是正勧告を行い、改善がみられない場合、指定を取り消すことがあります。

6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 協定の解釈についての疑義又は協定に定めのない事項が生じた場合の措置

県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、県は指定を取り消すことができます。この場合、県に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく施設の管理運営業務を遂行することができるよう、速やかに業務の引継ぎを行うものとします。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとし、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、県は指定を取り消すことができます。

その場合は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく本業務を遂行することができるよう、速やかに業務の引継ぎを行うものとします。

7 応募者の資格要件

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限りします。

(1) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。

イ 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(2) 主たる事務所を県内に有していること。

(3) 公募に係る徳山漁港に 30 分以内に到達することができる場所に、事務所又は事業所を有しているか、又は設置する予定があること。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 法人等の代表者が暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (7) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

8 応募手続

(1) 事業計画書の提出

ア 受付期間 令和 7 年 9 月 12 日(金)から 10 月 14 日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

イ 受付場所 山口県農林水産部漁港漁場整備課（山口市滝町 1 番 1 号）

(2) 募集要項等の配付

募集要項等を次により配付します。

ア 場 所 山口市滝町 1 番 1 号 山口県農林水産部漁港漁場整備課

イ 期 間 令和 7 年 9 月 12 日(金)から 9 月 30 日(火)まで（休日等を除く。）

(3) 募集説明会の開催

応募しようとする者を対象に、次により令和 7 年 10 月 7 日(火)に説明会を開催します。参加を希望する法人等は、9 月 30 日(火)までに募集説明会参加申込書（別記第 1 号様式）を電子メールにより提出してください。

ア 場 所 山口県庁 10 階 農林水産部 4 号会議室

イ 時 間 午後 2 時から（1 時間程度）

ウ 参 加 者 1 法人等につき 2 名まで

エ あ て 先 「14 問い合わせ先」にあるとおり

(4) 質問事項の受付

応募に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和 7 年 9 月 12 日(金)から 9 月 30 日(火)まで

イ 受付方法 質問書（別記第 2 号様式）に記入の上、電子メールにより提出してください。

ウ あ て 先 「14 問い合わせ先」にあるとおり

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 7 年 10 月 9 日(木)までに質問者に電子メールにより回答するとともに、県のホームページで公表します。

（質問者は明示されません。）回答が遅れる場合は、別途連絡します。

(6) 応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、応募者の負担とします。

9 応募のための提出書類

(1) 提出方法

応募書類は、令和 7 年 10 月 14 日(火)午後 5 時 15 分までに県農林水産部漁港漁場整備課に次のいずれかの方法により提出してください。

ア メール

イ 持参

ウ 郵送書留(必着)

なお、持参または郵送による場合、提出部数は、(2)アからウまでをセットにして、各々 A 4 のフラットファイルにファイリングしたものを正本 1 部、副本 1 1 部、エからサまでを正本・副本各 1 部とします。各書類の説明については、応募書類一覧(別紙)を参照ください。

(2) 応募書類

ア 甲種漁港施設の管理に係る事業計画書(別記第 3 号様式)

イ 収支予算書(別記第 4 号様式)

ウ 利用料金設定表(別記第 5 号様式)

エ 欠格条項に該当しない旨の宣誓書(別記第 6 号様式)

オ 船舶の保管に関する知識及び経験を有する旨の説明書

カ 団体の概要を記載した書類

キ 定款又は寄附行為その他これらに類する書類

ク 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書

ケ 法人にあっては、①当該法人の登記事項証明書、②国税(法人税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書(納税証明書「その 3 の 3」)、③山口県の県税(全税目)について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書、④事業計画書を提出する日の属する事業年度の前 3 箇年分の貸借対照表及び損益計算書

コ 法人格を有しない団体にあっては、①事業計画書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び前年度の収支決算書、②代表者の国税(所得税、消費税及び地方消費税)について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書(納税証明書「その 3 の 2」)、③山口県の県税(全税目)について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書、④個人県民税について滞納がないことが確認できる市町村長の納税証明書

サ 応募書類のうち該当がないものについての申立書(別記第 7 号様式)

※ 持参いただいた時に書類の確認を行います。

10 応募に関する留意事項

(1) 使用言語等

書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位に限ります。

(2) 失格の条件

次の各号のいずれかに該当する場合、失格となる場合があります。

ア 応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 応募書類の作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

- エ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- キ この要項に定められた手法以外の手法により、選定委員又は関係者に本件応募に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

(3) 応募書類の取扱い

- ア 提出された応募書類は、返却しません。
- イ 提出された応募書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。
- ウ 提出された応募書類は、選定を行う作業に必要な範囲を複製することがあります。
- エ 受付期間後における応募書類の提出、再提出及び差し替えは認めません。
- オ 応募書類作成のため県が配付した資料は公表し又は使用することはできません。
- カ 本要項において求める内容以外の書類については、受理しません。
- キ 提出された応募書類は、山口県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（別記第8号様式）を提出してください。

11 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定

(1) 資格審査

事業計画書の提出後、県農林水産部漁港漁場整備課において応募者の資格要件への適否の審査を行います。

(2) 選定委員会による審査

学識経験者、中小企業診断士、プレジャーボート用係留施設管理の実務に携わる者及び関係行政機関職員のうち5名で構成する「山口県漁港施設指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行います。

審査に当たっては、提出された事業計画書をもとにヒアリングを実施した上で、次の審査の観点・項目について協議、検討を行います。

(3) 審査の基準

条例記載事項	審査の項目
1 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。	① 法令の遵守 ② 公共性の担保 ③ 施設の役割等の確認
2 事業計画書の内容が、施設の効用を十分に発揮するとともに、施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。	④ 適正な収支計画、妥当な利用料金の額の設定 ⑤ 管理水準の低下を招かない経費の縮減
3 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。	⑥ 組織の安定性 ⑦ 管理実績 ⑧ 指定後の管理体制 ⑨ 適正な管理業務の実施能力 ⑩ 利用者に対するサービスの向上 ⑪ 個人情報の保護等 ⑫ 緊急時の対応

- (4) 優先交渉権者の選定
農林水産部長は、選定委員会の審査結果の報告を受け、優先交渉権者を選定します。
- (5) 審査結果の通知・公表
審査結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。
また、審査の経過及び結果は、県のホームページで公表します。
- (6) 優先交渉権者との協議
県は、優先交渉権者と細目協議を行います。優先交渉権者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者と協議を行います。
- (7) 指定管理者の指定
協議成立後、山口県議会に対し、指定管理者の指定に関する議案を上程し、議決後に山口県知事が指定管理者に指定します。

12 選定のスケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| (1) 指定管理者の募集 | 令和 7 年 9 月 12 日(金)から 10 月 14 日(火)まで |
| (2) 選定委員会によるヒアリング | 令和 7 年 10 月 23 日（木） |
| (3) 選定結果の公表 | 令和 7 年 11 月下旬 |
| (4) 県議会による議決 | 令和 7 年 12 月 |
| (5) 業務開始 | 令和 8 年 4 月 1 日 |

13 協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者との協議に基づき協定を締結します。

- (1) 協定に盛り込む事項
 - ア 指定期間に関する事項
 - イ 業務に関する基本的事項
 - ウ 利用料金に関する事項
 - エ 業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - オ 事業評価、事業報告及びモニタリングに関する事項
 - カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - キ 施設をき損した場合の損害賠償等責任分担に関する事項
 - ク その他本県が必要と認める事項
- (2) 協定が締結できない場合の措置等
指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - イ 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
 - ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

14 問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町 1－1
山口県農林水産部漁港漁場整備課 （清水）
電 話：083-933-3560 F A X：083-933-3579
e-mail：a16600@pref.yamaguchi.lg.jp

別 紙

応募書類一覧

①	ア 甲種漁港施設の管理に係る計画書	別記第3号様式
	イ 収支予算書	収支予算書…別記第4号様式 収支予算積算内訳（様式は自由。但し A4 縦、横書きとする）
	ウ 利用料金設定表	利用料金設定表…別記第5号様式
②	エ 欠格事項に該当しない旨の宣誓書	別記第6号様式
	オ 船舶の保管に関する知識及び経験を有する旨の説明書	船舶の保管に関する知識及び経験を有することを具体的に説明した書類（様式は自由。但し A4 縦、横書きとする）
	カ 団体の概要を記載した書類	組織、運営及び役員に関する事項（本社・事務所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、役員、主たる事業の実績、売上高等）を記載した書類とすること。 役員については、役職の名称、氏名、住所、生年月日等を記載した役員名簿を添付すること。
	キ 定款又は寄附行為その他これらに類する書類	法人以外の団体にあつては、これらに類する書類
	ク 団体の事業報告書	直近1箇年分の実績
	ケ 登記事項証明書、直近3箇年分の貸借対照表及び損益計算書	法人に限り提出すること。（登記事項証明書は、提出日において発行の日から3箇月以内のもの）
	コ 団体の今年度の収支予算書及び前年度の収支決算書 代表者の納税証明書（個人県民税）	法人以外の団体に限り提出すること。 市町村の発行する納税証明書 （提出日において発行の日から3箇月以内のもの）
	ケ・コ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	税務署の発行する納税証明書 （提出日において発行の日から3箇月以内のもの）
	ケ・コ 山口県納税証明書（全税目）	県の発行する納税証明書 （提出日において発行の日から3箇月以内のもの）
	サ 応募書類のうち該当のないものについての申立書	別記第7号様式 （応募書類のうち該当のないものがある場合のみ提出）

注1 ①については、セットにしてそれぞれA4のフラットファイルに綴じたものを正本1部・副本(写し)11部を提出すること。

2 ②については、正本1部・副本(写し)1部を提出すること。

別記第1号様式

募集説明会参加申込書

令和 年 月 日

山口県農林水産部漁港漁場整備課長 様

申込者 住 所

電話 番 号

(ふりがな)

名 称

(ふりがな)

代表者の氏名

(電話)

(F A X)

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等に係る指定管理者の募集説明会に参加を申し込みます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第2号様式

質 問 書

令和 年 月 日

山口県農林水産部漁港漁場整備課長 様

質問者 住 所
電 話 番 号
名 称
代表者の氏名

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等の指定管理者の募集要項等について、
次の事項及び内容を質問します。

番号	質 問 の 事 項 及 び 内 容

- 注 1. 複数質問がある場合は、「番号」欄に順に番号を記入すること。
2. 一般事項に関する質問があれば、別紙に記入して差し支えないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

甲種漁港施設の管理に係る事業計画書

令和 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
 応募者 主たる事務所の所在地
 （ふりがな）
 名 称
 代表者の氏名 印

下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので、山口県漁港管理条例第16条第3項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

管理を行う 甲種漁港施設	名 称	徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等
	設置場所	周南市大字大島字居守
甲種漁港施設の管理に係る事業計画		別紙のとおり

添付書類

- 1 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 2 法人にあっては、登記事項証明書
- 3 甲種漁港施設の管理に係る収支予算書（別記第4号様式）
- 4 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 利用料金設定表（別記第5号様式）
- 7 欠格条項に該当しない旨の宣誓書（別記第6号様式）
- 8 船舶の保管に関する知識及び経験を有する旨の説明書
- 9 団体の概要を記載した書類
- 10 国税納税証明書及び山口県税納税証明書
- 11 応募書類のうち該当のないものについての申立書（別記第7号様式）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第3号様式（その2）

甲種漁港施設の管理に係る事業計画

名 称

- 1 応募の理由
- 2 施設の現状認識
- 3 施設の管理運営に当たっての基本方針
- 4 施設の管理運営に係る業務の実施方針
 - (1) 管理運営体制
 - (2) 職員の配置・研修計画
 - (3) 業務の実施方針
 - ア 使用許可等関係事務
 - イ 施設運営関係事務
 - ウ 利用料金関係事務
 - エ 公募関係事務
 - オ 維持管理関係事務
 - (4) 利用者に対するサービスの向上
 - (5) 個人情報の保護等
 - (6) 緊急時の対応
- 5 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

【事業計画作成上の留意事項】

- 1 用紙はA 4 縦・横書きとし、提出用紙の下余白に連続してページ番号をつけること。
- 2 使用する文字の大きさは1 2 ポイントとすること。（フォントの指定はなし。）
- 3 記載項目の内容及び用紙の枚数は次によること。

計画項目		提案内容	制限枚数
1 応募の理由		応募の動機、施設の管理運営を希望する理由、意欲等を記入すること。	2 枚以内
2 施設の現状認識		施設の役割や現状に対する評価、今後の課題等の認識を記入すること。	
3 施設の管理運営に当たっての基本方針		指定管理者として管理していくに当たっての基本的な考え方、管理に当たっての特徴、特色、セールスポイント、施設に対する考え方、サービス提供の考え方、要望・苦情への対応方針を記入すること。	
4 施設の管理運営に係る業務の実施方針	(1) 管理運営体制	体制図により、組織全体における担当職員の位置付けが分かるように示すこと。 また、業務の一部委託事項等について記入すること。	2 枚以内
	(2) 職員の配置・研修計画	人員の確保策、勤務の形態、職員の配置・人数、有資格者の状況、具体的な研修計画について記入すること。	付表は別
	(3) 業務の実施方針	アからオまでの各事務について、取組方針を記入すること。	4 枚以内
	(4) 利用者に対するサービスの向上	現行のサービスを踏まえた利用者へのサービス向上の取組について記入すること。	3 枚以内
	(5) 個人情報の保護等	管理上入手した個人情報の保護措置、情報公開請求、文書管理・保存等への対応を記入すること。	
	(6) 緊急時の対応	事故・災害発生時の対応、緊急修繕の対応について記入すること。	
5 その他		上記以外のことで計画していること、特記すべき事項があれば記入すること。記入すべきことがない場合は本項目を削除すること。	

収 支 予 算 書

団体名 _____

(単位 : 千円)

区 分		令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	摘 要
収 入	利 用 料 金 収 入						

支 出	人 件 費						
	旅 費 (交 通 費)						
	需 用 費						
	光 熱 水 費						
	燃 料 費						
	印 刷 製 本 費						
	修 繕 料						
	図 書 費						
	消 耗 品 費						
	食 糧 費						
	役 務 費						
	手 数 料						
	通 信 運 搬 費						
	広 告 料						
	保 険 料						
	施 設 設 備 保 守 料						
	委 託 料						
	使用料及び賃借料						
	公 課 費						
	備 品 購 入 費						
	そ の 他 の 経 費						
計							

(注) 1 「支出」欄の内訳は、適宜追加・修正し、その他の経費を計上する場合は必ず摘要欄に内容等を記入すること。
2 「摘要」欄は、収支の内訳を項目で記入すること。

別記第5号様式

利 用 料 金 設 定 表

団体名

浮桟橋利用料金（1隻当たり）

（単位：円）

施 設 区 分		利用区分	単 位	利 用 料 金	備 考
大型船用浮桟橋		長期使用	1年につき		
		短期使用	24時間につき		
小型船及び中型船用浮桟橋	小型船用の部分	長期使用	1年につき		
		短期使用	24時間につき		
	中型船用の部分	長期使用	1年につき		
		短期使用	24時間につき		

（注） 指定期間中の年度で利用料金の額を別に設定する場合は、「備考」欄にその額に対応する年度を記入すること。

■参考（利用料金の上限額・下限額／現行の利用料金の額）

（令和7年度）

施 設 区 分		用 区	単 位	利 用 料 金		現行の額
				上限額	下限額	
大型船用浮桟橋		長期使用	1年につき	148,512円	97,208円	98,400円
		短期使用	24時間につき	2,256円	1,504円	1,880円
小型船及び中型船用浮桟橋	小型船用の部分	長期使用	1年につき	90,504円	60,336円	61,200円
		短期使用	24時間につき	1,380円	920円	1,150円
	中型船用の部分	長期使用	1年につき	113,124円	75,416円	78,000円
		短期使用	24時間につき	1,716円	1,144円	1,430円

別記第 6 号様式

宣 誓 書

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等における指定管理者の公募に係る事業計画書の提出に当たり、徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等指定管理者募集要項の 7 に掲げる要件のいずれにも該当することに相違ありません。

令和 年 月 日

名 称

代表者の氏名

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第7号様式

申 立 書

令和 年 月 日

山口県知事 様

申立者 名 称

代表者の氏名 印

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等における指定管理者の公募に係る事業計画書の提出に当たり、該当のない応募書類について、下記のとおり申し立てます。

記

該当のない応募書類 の名称	
該当のない理由	
備考	

注 該当のない応募書類に代わるものがある場合にあっては、「備考」欄にその旨を記入し、該当する書類を別途添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第 8 号様式

辞 退 届

令和 年 月 日

山口県知事 様

提出者 住 所
電 話 番 号
名 称
代表者の氏名

印

平成 年 月 日付けで甲種漁港施設の管理に係る事業計画書を提出
しましたが、都合により応募を辞退しますので届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。